

## 事務局員の給与及び賞与等内規

一般社団法人日本粉体工業技術協会

幹部を除く、事務局職員（満60才以下）の給与及び賞与等に関し、次のとおり定める。

1. 基本給の初任給は、職歴、資格、及び3ヶ月の試用結果から、15～17万円の範囲で定める。
2. 基本給は別表のとおりとする。
3. 通勤交通費は、別に定める「通勤交通費の支給規程」にもとづき支給する。
4. 賞与は原則として、支給日当日に在籍する者に支給する。  
但し、支給日当日に在籍することができない第8項に示す者に対しては、これを支給する。
5. 年間賞与の総額は、基本給の3.5ヶ月～6.5ヶ月とする。  
なお、普通勤務の場合は、6項に示す算定期間の最終基本給をベースに、夏期は2ヶ月分、冬期は3ヶ月分を支給する。
6. 賞与の支給額は、夏期賞与については前年度下期、冬期賞与については当年度上期の、在籍月数（月間の在籍日数が15日未満の場合はゼロ、15日以上は1ヶ月として計算する）をもとに算定する。  
なお、支給額算定期間における在籍がゼロで、賞与支給日に在籍する者に対しては、金一封を支給することがある。
7. 賞与の支給日は、特別な事情のない限り夏期賞与は6月10日、冬期賞与は12月10日とする。  
但し、第8項に示す者に対しては、別に支給日を定めて支給する。
8. 賞与支給日に在籍できない次の者に対しては、下記のとおりこれを支給する。
  - ① 定年退職者に対しては、賞与対象期間中の賞与分を退職日に支給する。
  - ② 1年毎の契約雇用者である賞与支給対象者で、契約終了期日の関係から賞与支給日に在籍できない場合については、賞与対象期間中の賞与分を契約終了日に支給する。
  - ③ 協会都合による解雇により賞与支給日に在籍できない者については、賞与対象期間中の賞与分を、解雇時に支給する。
  - ④ 本人死亡の場合は、賞与対象期間中の賞与分を給与・退職金支給時に遺族に支給する。
9. この内規は、理事会の承認を得た日から発効する。

（付記）

平成13年 9月20日 制定（理事会承認）

平成23年 3月18日 確認（理事会承認）

（注記）この内規は、「定年退職及び給与等内規」及び「協会職員採用についての覚書」をもとに整理し、一部を改定して制定するもので、この内規の発効により、「定年退職及び給与等内規」及び「協会職員採用についての覚書」は失効する。

別 表

級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1 号俸	150	154	158	162	165	168	171	174	177	180
2 号俸	183	186	189	192	195	198	201	204	207	210
3 号俸	213	216	219	222	225	228	231	234	237	240
4 号俸	243	246	249	252	255	258	261	264	267	270
5 号俸	273	276	279	282	285	288	291	294	297	300